

働き方改革関連法案「労働時間に関する制度の見直し」(4)

2. 多様で柔軟な働き方の実現

(2) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

① 制度の概要

職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とするものです。

② 対象業務

「高度の専門的知識等を必要とする」とともに「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」という性質の範囲内で、具体的には省令で規定されますが、下記の業務が該当するとしています。

- ・金融商品の開発業務
- ・金融商品のディーリング業務
- ・アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析)
- ・コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言)
- ・研究開発業務

③ 対象労働者

- ・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の書面等による合意に基づき職務の範囲が明確に定められている労働者であること
- ・「1年間に支払われると見込まれる賃金の額が、『平均給与額』の3倍を相当程度上回る」水準として、省令で規定される額(1075万円を参考に検討)以上である労働者であること
なお、「本制度の対象となることによって賃金が減らないこととする」旨を法定指針に明記すること

④ 健康管理時間に基づく健康確保措置等

- ・使用者は、客観的な方法等により在社時間等の時間である「健康管理時間」を把握
- ・健康確保措置として、年間104日の休日確保措置を義務化
- ・健康確保措置として、①インターバル措置(終業時刻から始業時刻までの間に一定時間以上を確保する措置)、②1月又は3月の在社時間等の上限措置、③2週間連続の休日確保措置、④臨時の健康診断のいずれかの措置の実施を義務化(選択的措置)
- ・制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

⑤ 制度導入手続

- ・職務記述書等に署名等する形で職務の内容及び制度適用についての本人の同意を得る。
- ・導入する事業場の委員会で、対象業務・対象労働者をはじめとした上記の各事項等を決議

⑥ 法的効果

時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の規定を適用除外とするものです。